

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月11日 午後3時21分～午後3時53分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 利用権等設定事業による農地の賃借料平均価格（実勢価格）につ
いて

4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
5番	河 野 和 夫	7番	河 野 順 大
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	木 下 正 信	11番	松 藤 忠
12番	東 政 廣	13番	長 岡 直 行
14番	倉 吉 大 作	15番	北 原 喜 博
16番	田 崎 明	17番	前 原 新
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

6番 中 村 正 治

出席推進委員（19名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	藤 木 茂 光	22番	井 上 正 光
23番	高 尾 芳 樹	24番	境 秀 作
25番	山 下 勝 敏	26番	釘 嶋 房 男
27番	大 塚 育 久	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
33番	山 下 信 介	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	38番	宮 崎 和 道
39番	坂 口 昌 義		

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後3時21分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和6年1月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号6番中村委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、19名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号1番野田一徳委員、同じく2番日高德久委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○36番（平木）

当地は親子間の贈与であり、何ら問題はないと思われまますので、皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第35号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、農地の一体利用のための贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

先月の26日に現地及び書類の確認をしましたが、問題ないと思われまます。皆様の御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第35号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、譲受人は農地所有適格法人ですが、解除条件付の賃貸借となっております。契約期間は5年間です。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（坂口）

地元委員としては問題ないと判断しております。皆様の御審議よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

解除付条件5年ちいうことで、何で5年かなちいう、ちょっと考えたところですけども、賃貸借の契約期間が5年ちいうことですね。予測ち言うといかんばってん、5年後は無責任かしれんばってん、5年しか契約せんちいうことでの5年ですか。

○事務局（岡）

お答えいたします。解除条件付5年というのは、おっしゃるとおり、契約期間が5年間で今回は申請してあるという形です。今回5年にして、その先しないかというとは、あとはまた本人たちの意向です。

もっと細かく言うと、実際この土地は現在も同じ借受人が賃貸借でやっているところです。今回はその賃貸借の契約が切れたと同時に解除条件付の契約という形で3条の申請をしてあるという形ですので、御了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問——はい。

○15番（北原）

この解除条件をつけやんやった理由というのは何。

○事務局（岡）

お答えします。分かりません。本人の申請ですので、先ほども説明の中でありましたとおりに農地所有適格法人です。ですので、利用権でも契約ができる法人であるんですが、本人もそっちの譲受人の法人さんから3条の解除条件という申請が上がってきたので、一応それで受け付けております。

以上です。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第35号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、義姉弟間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を願ひします。

○27番（大塚）

現地確認し、何ら問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第35号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場・カフェスペースを建設するために転用するものです。

なお、今案件につきましては、既に着工されていたため、始末書を提出されています。

周りは宅地・道路・原野・山林に囲まれており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

1月5日に現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われまふ。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（長岡）

同じく5日に現地調査をしましたところ、何ら問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。鉄道の駅から300メートル以内に位置する第三種農地に通路を建設するために転用するものです。

なお、今案件につきましては、既に着工されていたため、始末書を提出されています。

北は畑、西は宅地、南は道路、東は雑種地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

今月5日に現地確認したところ、何も問題ないと思われま。よろしく審議をお願いします。

す。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（長岡）

同じく5日に現地調査をしましたところ、排水入り口等いろいろ調査しました結果、問題なしと判断いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第37号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に介護施設を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は田・宅地、西は宅地、南は田・宅地、東は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、農業用排水路を維持することを条件に承諾を得てあります。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から、同じく農業用排水路を維持することを条件に承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○24番（境）

1月5日に事務局と地元委員で現地を確認しました結果、特に問題は見られませんでした。
審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（長岡）

同じく5日に現地調査をしましたところ、排水等もちょうと計画しておられるようで、何ら問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第37号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。
農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅・車庫・倉庫・貸資材置場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は道路、西は宅地、南は水路・雑種地、東は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流します。

汚水・生活雑排水については、合併浄化槽を設置します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○36番（平木）

1月5日に事務局及び関係委員の立会いで現地確認したところ、何ら問題ないと判断されております。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（長岡）

同じく5日に現地調査をいたしましたところ、ここは盛土をする予定でありますけれども、排水関係についても問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第37号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第38号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田8万7,880平方メートルで、件数は26件、筆数は43筆となっております。

議案書6ページを御覧ください。期間借地は田1万9,325平方メートルで、件数は5件、筆数は9筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書11ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第38号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第38号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、市街化区域に宅地分譲のための転用届出1件を受理しております。

書類の確認と、12月7日に地元委員と事務局で現地確認し、問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が13件出されております。

す。内容については、設定が9件、自作が2件、転用が1件、所有権移転が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が3件出されております。内容については、自作が2件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

利用権等設定事業による農地の賃借料平均価格についてですが、反当たり田の平たん部で1万515円、現物は米57キログラム、山間部で7,075円、現物は米54キログラム、畑は全域で7,053円となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○14番（倉吉）

平たん地の金額が1万515円で米が57キロと。山間地は7,075円で米が54キロと。この米の数量が大違いはしないということで、いや、山間地は米のうまかけんこういうふうな米のに

なっとなつとかね。そこんにきばちょっと知ろうごたつたばってん。

○事務局（岡）

お答えします。申し訳ないです。米のうまかけんがというところはちょっと分かりません。あくまでもこれは利用権設定時に契約内容を物納でされる方が米という形でしてあるところの平均ですので、例えば、山間地域、大きくて1反とかなんかで、米1俵よと、60キロよとか、1反2畝ぐらいやっつても全部で60キロよとか、報告というか、利用権の設定がございませぬ。こういった中で、自分たちがこれにどう関与しているとかちいうのは全くございませぬので、あくまでもこれは利用権でお互いの契約された分の平均を出していますので、御了承のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○14番（倉吉）

平均額が、まあちつと山間地の米は、まあちつと少なくなつていいんじやなかつかね。

○事務局（岡）

あくまでも平均ですので、区域で山間地等を分けていますので、その実際あつたところの平均を出しています。

○14番（倉吉）

それは分かるばってんやん、平均でいけば山川の山間地はまだ米の取れんわけやんな。平たん地が米は多く取れるわけで、そうすると、金額的にここで言うとも3,000円ぐらい違ふわけやんな。そうすると、米のキロ数でいえばたつた3キロしか違ふんけん、そこんにき説明がどうしてもなかなか難しかやろうち思ふたいな。よかですか。

○事務局（岡）

よかです。おっしゃるこつはよく分かつとですよ。米の取れんところで平たん地とそう差がないというところですけど、結局物納をやつていらっしゃる方が賃借権に対してもやつぱり若干少ないのかなと。平たん地とかを見ると、結構今回、法人とかの更新があつたりして、法人の影響とかも結構出ております。あくまでもこれは人情的な部分はあるかと思ひます。知り合ひとかで米1俵ぐらいやつとかなでけんとか、そこんにきはうちのほうも、申し訳ないんですけど、何でこんぐらいですかとかちいう問合せはしませぬので、これで大丈夫ですぬという確認をして受け付けておりますので、御了承をお願ひしたいと思ひます。

○14番（倉吉）

何となく分かりました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

○13番（長岡）

ちょっと参考に、今さらこんな質問はあれですけど、平たん部と山間部の境界は大体どこら辺になるんでしょうかね。

○事務局（岡）

出ると思っておりました。なかなかきっちりということは、大体大字ごとである程度区切っています。図面上とかですね。旧東山地区、大草、本吉、小田、広瀬の圃場整備をしておるところも含めたところで、極力圃場整備資金とかは平たん地のほうで大体出しておるばってん、どうしても分け方で入れるところもあります。山川地区と上楠田、下楠田、原、田尻、竹飯、飯江、田浦、舞鶴、亀谷という形で、ある程度図面上で分けています。圃場整備は極力平たん部に入るごとする。圃場整備の広く圃場整備しておるところです。やっぱり山間地のほうでも圃場整備しておるところもありますけど、そういった形で区切り分けという形にさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後3時53分 閉会